

Weekly Report

第684号
令和5年2月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

所得税の確定申告の際に多い誤りや注意点

令和4年分の所得税の確定申告が今月16日から始まります(3月15日まで)。

◆確定申告の際に多い誤りや注意点等

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。また、健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は「医療費控除の明細書」の記入を簡略化できますが、通知に記載のない医療費(反映されていない期間分や自由診療など)は領収書に基づき明細書を作成します。

◎寄附金控除(ふるさと納税)……確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用が受けられないため、令和4年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用している方は、住宅ローン控除の計算において非課税措置を受けた金額を住

宅の購入金額から差し引きます。なお、入居年を含む一定期間に、以前居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税の特例(3千万円特別控除など)を受けている方は、住宅ローン控除を適用できません。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合は雑損控除を適用できますが、生活に通常必要でない資産(貴金属、書画、骨董など)は対象外です。

◎給与以外に副収入等がある場合……給与所得者でもネットビジネスや仮想通貨の売却等による所得が20万円超の場合は確定申告が必要です(医療費控除などの適用で確定申告をする場合は20万円以下でも申告が必要)。なお、不要になった衣類や生活用品等の売却による所得は非課税です。

令和3年分の国外財産調書の提出状況

12月末時点で5千万円超の国外財産を保有している方は国外財産の種類や価額などを記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに提出する必要があります(令和5年分から提出期限が「その年の翌年6月30日」に変わります)。

国税庁によると、令和3年分の国外財産調書の提出件数は1万2109件(前年比6.9%増)でした。また、調書に記載された総財産額は5兆6364億円(同35.9%増)となり、そのうち「有価証券」が6割超(3兆5696億円)を占めています。

なお、正当な理由なく期限内に提出がない又は虚偽記載の場合には罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられています。

協会けんぽの令和5年度保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ(全国健康保険協会)の令和5年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、本年3月分(4月納付分)から適用されます。

都道府県ごとに設定されている保険料率は、据え置き静岡を除く46支部で改定となり、引上げが13都府県、引下げが33道県です。

また、40歳～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する全国一律の介護保険料率は、1.82%(現行1.64%)に引上げとなります。